

○長谷部委員長 それでは、定刻より若干早いのですが、皆様もうおそろいでございますので、第19回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

本日の審議につきましてですが、審議事項Ⅰ「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方」につきまして、前回までの御議論を踏まえて引き続き総括的な論点整理を行い、現時点における当委員会の取りまとめを行ってまいりたいと思います。事務局のほうで関係資料を用意していただいておりますので、これを事務局から説明していただきます。その後、委員の皆様から御発言を自由にいただくという形で進めてまいりたいと思います。

それでは、早速ですが、審議項目Ⅰについての総括的な論点整理に関する検討に入ってまいりたいと存じます。

では、関係資料につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○宮地行政課長 それでは、御説明申し上げます。

資料としまして「総括的な論点整理（案）」を用意させていただきました。これをごらんいただきたいと思います。

この「総括的な論点整理（案）」につきましては、前回の御意見を踏まえまして、前回ごらんいただいたものを修正しております。修正した点につきましてはアンダーラインを引かせていただいております。その点について順番に御説明を申し上げます。

まず、2ページをごらんください。

2ページ、下から3つ目の点でございます。「地方自治体間の連携による行政サービスの提供」で、この点につきましては前回欠席の委員からいただきました意見を踏まえまして、連携の意義について書き加えております。「各市町村の資源を有効に活用する観点からも」という点を入れております。

次に、3ページをごらんいただけますでしょうか。

3ページの上から3点目でございますが、地域コミュニティの関係の御議論がございましたので、そこでいただいた論点をこのような形で入れております。コミュニティを支える主体の組織のあり方、自立的な運営のあり方、企業のコミュニティへの参加のあり方等について、コミュニティの意識の希薄な地域、意識は高いがリソースが縮小している地域の問題の所在が異なることなども踏まえて、引き続き検討が必要としております。

次に「市町村の役割」についてでございます。前回の議論を踏まえて修正をしております。連携を進めていく場合に、市町村が一部の行政サービスをみずから直接提供しない場合逆に圏域内の他の市町村の行政サービスも提供していく場合など、サービスの提供のあり方には人口規模等の状況に応じて多様な形態が出てくるという認識を入れました。それぞれの場合において、市町村が住民に対し行政サービスを適切に提供する責任を有していることは共通しているのではないかとしております。前回、総合行政主体ということについて御議論がございました。これにつきましてはさまざまな捉え方があると受けとめまして、この言葉を用いなくて記述をしたところでございます。

次に最後の点でございますが、前回の市町村の役割についての御意見を踏まえまして、地域の経営主体としての役割というところに「他の主体との調整を行う」と入れております。

次に1ページ飛びまして、5ページをごらんいただきたいと存じます。

5ページの下から2番目でございます。連携中枢都市圏等の形成というところで相互依存関係について触れた部分でございますが、前回の御意見を踏まえまして、連携中枢都市圏と近隣市町村の関係の記述を少し短くしたところがございます。

1ページ飛びまして、7ページをごらんいただきたいと存じます。

7ページの一番下でございますが、「連携中枢都市圏等の取組における議会や住民の役割」ということで、議会の役割を重視するという観点からの御意見をいただいたところがございます。例示としまして「例えば、委員会を設ける等により不断にチェックをする」という記述にしております。

少し飛びまして、11ページをごらんいただけますでしょうか。

「外部資源の活用」という論点のところがございます。この点につきまして御議論を踏まえまして、11ページの一番上の点でございますが、包括的な業務について外部資源を活用して処理できるようにすることの必要性を述べた上で、そのための仕組みを考えるに当たっての視点も「その際には」ということで入れております。

そうした観点を踏まえましてということで次の点でございますが、「窓口業務のように、公権力の行使にわたるものも含めた包括的な業務について、例えば、地方独立行政法人の活用を制度上可能とすることも、選択肢の一つとして考えられるのではないかと」としております。地方独立行政法人の活用も選択肢の一つとして考えるべきだという御意見を踏まえましてそのような記述にしております。

次の点も同様で、地方独立行政法人に限定した書き方を少し例示のような形にしております。

最後の点でございますが、外部資源の活用に当たりまして、市町村が住民に責任を負うという体制は維持すべきという観点から御意見をいただいたところがございます。下線のように、市町村職員の関与が特に重要なものについては、適切な連携が必要ではないかとしております。

12ページでございます。

12ページの下から3番目の点でございます。三大都市圏での危機意識の点でございますが、これも御欠席の委員からの御意見を踏まえまして、危機意識が十分ではないのではないかという認識のほうが現実をあらわしているのではないかとということで「十分であると言えないのではないか」という形にしております。

1ページ飛びまして最後のページでございますが、14ページの下から3番目、2番目、「二地域居住」と「地方圏での生活体験」の箇所でございます。この点は冒頭に「移住を促すため」と入れておりましたが、地域活性化の観点からは移住のためだけということで

はないのではないかという御意見を踏まえた修正でございます。

御説明は以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見等ございましたらぜひよろしく願いいたします。

太田委員、よろしく申し上げます。

○太田委員 3ページの大幅に修正していただいた下から2つ目の「・」に関して少し申し述べたいと思います。

総合行政主体という表現を書かずに、もう少しザハリヒにサービス提供のあり方の多様性に着目する、その上で市町村が果たす役割を考えるという書き方の方針には賛成なのですが、この文章は日本語としてややわかりにくいといえますか、どの市町村を念頭に置いているのかということ曖昧にしている嫌いがあります。

すなわち、最初の「市町村が一部の行政サービスを自ら直接提供しない場合」は要するに連携の対象にしてもらおうとか、補完してもらおう市町村ですね。次に「逆に圏域内の他の市町村の区域に係る行政サービスも提供する場合」というのは、いわば中心市として活動する市町村を念頭に置いているわけです。したがって、「市町村の行政サービスの提供のあり方には、多様な形態が出てくる」は市町村一般、群としての市町村を念頭に置いています。「それぞれの場合において、市町村が住民に対し行政サービスを適切に提供する責任を有していることは共通している」というこの市町村は恐らく一般を念頭に置いているのですが、市町村というのは最終的には自己の区域にいる自分の住民に対してサービスを提供するのだと考えますと、この市町村というのは連携してもらったり、補完してもらったりしている市町村のようにも見えます。どうもおクリアではないというか、一般的な言明の中にいろいろなパターンが入り込んでいる。しかも、全部自分で提供しないで人に提供してもら場合も、人様の部分について提供する場合も、ともあれとにかく提供するという点においては一緒ではないかとなっており、あまりそうやると多様な形態があるという認識が生きてこない気がするのです。

つまり、いろいろな多様な形態があることによって責任のあり方も少しずつ変わってくる、連携している市町村の提供の責任も、あるいは補完されている、あるいは連携の対象となっている中心市でない市町村の提供に関する責任のあり方も変わってくるとむしろ認識すべきではないか。あるいは最低限の部分を書きたいというのであれば、それは提供するではなくて、また別のものなのではないか。最低限どこにも共通しているということを書きたいのであれば、例えばサービスを適切に享受できることを保障する責任であるとか、ややこれは保障行政みたいな議論を転用した感じのにおいがありますので、この保障という言葉が適切かどうか私はなおわかりかねますが、少なくとも、提供する責任とか、提供という言葉でまとめていいことなのだろうかという疑問があります。

○長谷部委員長 わかりました。ここのところは前回も飯島、太田両委員の間で論争があったところで、両方の御意見がそれぞれあらわれているということなのではないかなと私

は理解しているのですが。というわけで、飯島委員、何かございませんか。

○飯島委員 私も非常に苦心していただいた表現だと拝見いたしました。もちろん、太田委員の御懸念ももっともであろうと思うのですが、どうして市町村の役割をここに書くのかということに立ち返りますと、連携を推進するに当たって役割を明確化しようというのがその1つの趣旨であるとするならば、市町村たるもの、市町村一般のや区割りを示すという方法もありうるのではないかと思っております。確かに曖昧になっているのは太田委員がおっしゃるとおりですが、ここでカテゴリー化することがどのような意味を持つのか、あるいは特定の「役割」をある意味でさらに細かく押しつけることになりはしないかとも思ひまして、今のところそれ以上考えがまとまっておりません。

以上でございます。

○長谷部委員長 多分、飯島委員がおっしゃりたいのは、出発点としてはみんな自分の住民に行政サービスを的確に提供する責任は持っている。それが出発点。ただ、行政資源が十分なところとそうでないところによって提供のあり方についてはいろいろな現象形態がある。両方書こうとする工夫がこういう形になっているのですが、ただ、太田委員の御懸念はまことにもっともなので、もう少し工夫があるかどうかちょっと考えていただくということなのではないでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 前回の総合行政主体の議論は欠席しておりましてよくわからないのですけれども、私も下から2つ目がよく理解できなかったところです。まず、おっしゃったように下から2行目の「市町村が」というのが何を指すのかわからないなと思いましたが、例えばAという市町村とBという市町村があって、本当はそれぞれがフルの行政サービスを提供しなければいけないといったときに、Aがある行政サービスがもうできないということでBにお願いするといったときに、Aの区域内にいる住民に適切なサービスが何かということ責任を持ってAが最後までBに対して、ある意味、委託的なことで指示をする責任を負うのか、それとも、それを全く放棄してしまうのかという責任、全部Bに任せてしまうのかということはどう考えていらっしゃるのかなと混乱するといえますか、よくわからなかった部分です。総合行政主体の議論を聞いていませんので、そのように疑問を持ちました。

○長谷部委員長 前回のお話を私から説明するのも何なのですが、出発点は先ほど申しましたとおり、各市町村がそれぞれの住民に対して適切に行政サービスを提供すべきだと。ただ、清水委員が御指摘のとおり、行政資源が不十分なのでなかなかそれが難しいときにはほかの地方公共団体の協力を仰ぐということはあるのです。ですから、出発点はちゃんと、ただ、現象形態としては行政資源の十分か、不十分かに応じていろいろな現象形態がある。ですから、そういうことを両方は示そう。1つの項目の中で両方を示そうとするとこうなっている。そう御理解をいただければと思います。

ほかにはいかががございましょうか。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 前は欠席をしましたものですから、いろいろ意見を加えていただきまして、ありがとうございました。

2つだけ御提案を申し上げたいと思います。

1つは、今のお話の1つ上、3ページの真ん中のコミュニティを支える自治会・町内会云々と書いてあるところですが、全体にかかわるのですが、一度も国民とか住民という表現が出てこないものですから、確かに地方行政体制といえば組織の話かもしれませんが、地域コミュニティがますます重要になるのではないかという下なのか、次の点の線を引いてある下なのか知りませんが、どこに入れればいいのかわかりませんが、人口減少社会を生き抜いていく主体はあくまでも国民、地域住民である。ですから、住民の方々により主体的な活動と参加あるいは創意工夫によって地域の活性化を行っていくことを期待するみたいな話が私はあったほうがいいのではないかと思うのです。

つまり、主体的な住民の活動というものがやはり基本になるということを自治会とか町内会、NPOだけではなくて、一人一人の住民の自覚のような話を、覚醒するような文言が入ったほうがよろしいのではないかという提案が1つであります。

もう一つ、余り御支持をいただいていないのかもしれませんが、全体の構成の最後のところで、1ページというか表紙なのですが、第1が基本的な考え方、第2が地方行政体制のあり方なのですが、それで地方圏と三大都市圏。中身を見ますと、市町村を核に都道府県の補完の議論がずっと、市町村の連携と補完の議論が続いているのですが、私は今回の31次の答申に期待されているであろうという点をもう一つあえて申し上げたいのです。都道府県制度の問題を三大都市圏、東京圏と地方圏の次に4として、都道府県制度のあり方という項目を起こしたほうがいいのではないか。

若干だけ私なりの数行加えたらいいのではないかという、これは最後のページになるのだらうと思うのですが、人口減少の動態は我が国の都道府県制度の根本を揺るがす構造的な変化をもたらす可能性がある。特に地方圏に位置する県においては極端に人口が減り、存立の危機を迎えるとの予測もある。今後、広域自治体の役割を与えられている都道府県の水平連携のあり方、さらに都道府県そのものについて道州制移行なども視野に国家経営の視点から議論を深めていくことが喫緊の課題ではなかろうかということがもう一つ入ってくるとよろしいのではないか。答えを出しているわけではありませんが、連携と都道府県制度そのもの見直しも人口減少を踏まえると、そうゆっくりした話ではないのではないかとあります。そういうことが答申に書かれるべきではないだらうかと思えます。

○長谷部委員長 とりあえず2つ御提案をいただいております。

太田委員、お願いいたします。

○太田委員 たびたび佐々木委員がおっしゃってきていることではありますので、私もち

びたび言ってきたことをまた言うわけですが、最初の住民が主体であるというのを書いたらどうだというのは初めておっしゃったかもしれません。

1点目につきましては、1ページの一番下に「地域の総力を結集して」という表現があって、私は、これ以上書かないほうがいいかなという気がいたします。我々のような専門家集団としての審議会でしかないものが国民を総動員するようなことを、アジるような文章を書くべきではないのではないかとというのが理由の1点です。

もう一点、地方自治法上の住民というのは、せいぜいそれを義務的に理解しても、本来、参与する権利を持つに止まり、参与する義務があるわけではありません。要するに地方自治法上の地方自治というのは、法制度的には地方公共団体の運営の問題であって、そこにさらに公私協働という麗しい名のもとに、NPOや町内会や何だっでもいいのですけれども、それらをつくって地方公共団体に協力しろという義務を負っているわけではないので、やはりそういうものを国会議員でもない者が書くのはいかがなものかなと思います。

第2点の都道府県はずっとおっしゃってこられたことなのですが、私に今なおわからないのは、以下の点です。すなわち、人口的に見たときに、市町村の総和が都道府県ですから、市町村の人口がふえなければ都道府県も人口は減ったままです。しかし、そのときに都道府県独自の問題があるのかという点です。結局、市町村が立ち行かない。多分、助けてくれる都道府県もそういうときには立ち行かないでしょう。立ち行かなくなる危険があります。それでもある程度規模の経済で何とかするのはないかという前提でこの総括的な論点整理はつくってあると思いますが、それでももちろんあり得ると思います。

しかし、そのときに市町村の問題の拡大版ではなく、都道府県独自の問題ということでお論点が出てくるのか。あるいは出てくるとして、それは何なのかということをお我々は全然議論していないし、また、審議項目を見ても三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方という形になっていて、その解釈の余地はあるのですが、都市ないしは中枢都市に着目した、要するに広域ではないものを考えているということになります。それを住民サービスの水準というところに収れんさせて一応考えてきた。

こういう中で、ずっと言ってこられた佐々木委員には申しわけないのですが、都道府県体制のあり方というのはまた別の問題として理解されるべきではないかという気がして、議論に値する問題でないと言いたまは言いませんが、しかし、この審議項目の総括的な論点整理ということでわざわざ追加するべきものなのか。またそこをやったときに議論が拡散して、道州制や何やになって、これは判断がありますが、ある種の政治マターであって、地制調ごときではやれない話になっているものをやるべきなのか。またやるのか。そこは個人的な感想ですが、余りつき合いたくないなという気がいたします。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○佐々木委員 それは太田委員の認識だろうと思いますが、市町村に対して都道府県は補完の役割だけがあるかのような認識ですけれども、都道府県は都道府県の独自の役割が広

域自治体、広域政策、広域行政をやる主体としてあると思うのです。それが人口減少に対応するためにもっと、関西広域連合のお話も聞いたかもしれませんが、もっと広域的に連携をして人口減少に対応していくというのは、基礎的な住民に身近な市町村だけの議論ではないのではないかと。ですから、市町村の人口がふえなければ都道府県の人口はふえないというのはそれはそうですけれども、都道府県という制度を置く以上は、これが独自の広域的な役割をもっと果たせる連携なり、広域的なくくり方を急激に人口が減っていく社会では考えなければいけないのではないのでしょうかというお話なので、私は、やはり地方行政体制という項目である以上、それは当然、都道府県制度は含まれているという理解の上に申し上げております。

○長谷部委員長 佐々木委員の問題意識は多分、太田委員も十分御承知の上なのだろうと思います。ただ、太田委員がおっしゃっているのは、この論点についてこの委員会で一体どれほどの議論の蓄積があったのかという話で、この論点整理の中でそれを取り上げるに足りる議論の蓄積はどうかというものが多分、太田委員のおっしゃっていることだと思うのですが。

この論点でも、ほかの論点でもいかがでしょうか。

伊藤委員、そろそろいかがですか。

○伊藤委員 今回の論点ですけれども、1つは、今回の諮問に対する審議というのは、人口減少社会における基礎的な行政サービスの提供体制をどう再構築するかという問題が最も重要な課題だと認識しております。そのために今、連携の仕組みあるいは補完の仕組みという観点からこの論点整理のまとめになっているということですので、もちろん佐々木委員がおっしゃるとおり、広域自治体としての都道府県の役割が今後変容していくことは十分考えられるわけですけれども、それについて今回の審議項目として正面から取り上げることが果たして望ましいのかどうか。全体の論点が拡散するのではないかと懸念がございます。

ですので、今回に関しまして、総理からの諮問事項を正面から受けとめるということからすると、基本的には、基礎的な行政サービスの提供体制のあり方という観点で論点をまとめたほうがいいのではないかと思います。

12ページの三大都市圏のところ、一番下のポツに、さはさりながら、三大都市圏では基礎的な行政サービスを提供する上でも非常に高齢化が進んでいるという状況の中で、広域的な自治体である都道府県と相互の連携も必要だと、自主的な取り組みも言及しておりますので、ここの部分で佐々木委員の問題関心は一定程度、取り込んでいるのではないかと考えております。

もう一つ、3ページの先ほどの例の総合行政主体のところですが、太田委員がおっしゃるとおり、ここでの書きぶりの市町村という主語がどういうものを意味するかがやや不明確な感じはいたします。それはサービスを提供する責任という文言が連携の実態と合っていない可能性があるというところかと思っております。先ほど清水委員も少し示唆されたと思う

のですけれども、例えば補完を受けている、あるいは連携先に一定のサービスの提供を委ねているような基礎的な自治体というのは、もちろん直接的にサービスを提供していない部分があるのですが、最終的にはサービスの提供体制のあり方自体をどう住民に対して説明責任を負うかという点では、基礎的な市町村はそうした最終的な責任を持っていると読めると思います。この責任というのは法的な概念として考えるとなかなか難しいところがあるのですけれども、サービスの提供の部分と提供体制の整備といいますか、その仕組みを住民に対してどう説明するかということの責任は、最終的にはそれぞれの市町村が負っていると理解できるのではないかと思います。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

先ほど私が申したのも、出発点だけではないと。最終的なアカウントビリティーもあるという御指摘であろうかと思います。

ほかにはいかがでございましょう。

会長、お願いします。

○畔柳会長 今の都道府県のところについて、8ページのところを読むと「市町村間の広域連携が困難な地域」の中で、①基本的な認識で「都道府県の役割の重要性」を書いてあって、ここにおいては「それを支える都道府県の役割がより重要になるのではないか」。私は会を通じて、どちらかという、市町村の限界的なという言い方が難しいかもしれませんが、基礎自治体で、非常に人口が減っていて、既に人口減少の切迫感が高まっているところ。そしてなおかつ、水平連携の対象にはなっていないところについては、そこにおいて都道府県の責任論といいますか、市町村民であるけれども、県民であるから、そこについての最低限の行政サービスにおいて都道府県の役割は重要ではないか。責任があるのではないかという議論をしてきた経緯があって、私としては、ここにその認識が出ているように思っております。ですから、その前の連携のときにおける、ちょうどこのページ一番上の「連携中枢都市圏等の取組における都道府県の役割」という場合の都道府県の役割と（3）の困難な地域における都道府県の役割の重要性は少しニュアンスが違っていると私としては読んでいます。

したがって、その下に今度は「都道府県の補完」と書いてあって、この補完という言葉が①の基本的認識を受けの意味での補完であって、一般的に言われる主力ではない補完ととられるのは私としてもどうかなと思うので、これは用語の使い方かと思うのですけれども、その基本的な認識に基づいて補完しなければならない的に捉える場合の都道府県の役割というのは、いわゆる一般に聞く言葉の補完よりは少し重要な意味があると理解をしているというのが8ページの理解です。

私も今この段階で都道府県の佐々木委員がおっしゃっている道州制まで広げてこの際というのは、かつて地方制度調査会でも道州制を取り上げた歴史もあるので、そこは慎重でなければならないかなとも思うのですが、都道府県の責任とか、今のそういう本来補完しなければならないみたいな意味では、都道府県というのは非常に重要だというのは31次で



も言うべきではないかと考えています。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

さらに引き続き御検討をお願いできますでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 何度も済みません。

3ページの地域コミュニティのところ、先ほど太田委員が地域の住民とか国民という表現は入れるべきではないと。地域の総力というもっと強い表現のように思うのですが、それで全てを賄われているみたいな話でしたけれども、このコミュニティの捉え方は自助、共助、公助という意味では、やはり自助の部分の自分たちで努力をする、あるいは相互協力をするというところがすぽっと抜けていますので、協働でいろいろ自治会だとか町内会でやるという議論から入っていますので、私はやはり自助というものを書き込む意味で地域の住民とか、国民というのは政治家みたいな表現だというのはそれは国民とは書かなくて結構なのですが、地域住民という主体的に地域社会を構成している主体について、自助、共助、公助という表現を入れる中で誘導してもいいと思いますが、やはり書くべきではないかと思うのですが。何となく上から目線の議論にどうしてもなるので、生きている人たちの主体性というものを覚醒するような応援ではないですけれども、そういう視点があつたほうがいいのではないかと思います。

○長谷部委員長 先ほどの太田委員のお話は、国民とか住民とかという言葉遣いの問題というよりは、いわゆるコミュニタリアン的な積極的な地域運動への参加を呼びかける、あるいはそれがとてもよいことなのであるということまで踏み込んで言うのがよいのかどうかという、多分そういう話なのだろうと思います。

○佐々木委員 そういう理解なのですか。一般的に地方自治で語られているのは、必ずしもそういうバイアスは何もないと思います。まちづくりの主体は住民である。その方々が大いにいろいろ創意工夫すべきであるということは普通に言われていることなのですが。

○長谷部委員長 創意工夫をすることはよいことであるというのはおっしゃるとおりなのですが、そのことをこういう制度の場で積極的に現実的に示すのがよいことかどうか。いろいろなところでコミュニケーションのあり方はあり得ると思うのですが。

○佐々木委員 そうですか。

○長谷部委員長 谷口委員、お願いいたします。

○谷口委員 今のところと関連した点と、もう一つは別の観点からです。諮問事項というのは2つ大きくテーマがありますね。今、前半部分をやっているということですね。そうすると、前半部分は、最もやらなければいけないことは地方行政体制のあり方を検討することだと思いますので、恐らく今の御議論の中で言うと、地方自治体の行政のあり方を主体として論じるということから、そのポイントをつけ加えるのはどうかという御指摘だったと思うのです。むしろ、2番目の後ろのテーマになってくると、今度は議会制度や監

査制度または地方公共団体のガバナンスのあり方が出てきますので、佐々木委員のおっしゃるポイントは後ろのほうでまた検討可能なのではないかと。むしろ地方公共団体全体のガバナンス。ガバナンスというと、何をガバナンスというのか定義が難しいですけども、そこにアクターとして当然想定するということはあり得るのかなと思いました。その点が1点です。

もう一つは、今日いただいた資料の中の項目や整理の仕方の中で、地方圏という言い方は一般的によく使われているのか疑問に思いました。地方公共団体という言い方をすると東京都もそうであろうという気がしまして、最初のほうは三大都市圏と地方という対比の仕方。三大都市圏はこうだけれども、人口が超過している、あるいは高齢化しているという言い方で、それに対照的に地方圏では生産年連人口が減るという意味での使い方をしていて、後ろのほうにいくと今度は東京圏と地方圏という項目の立て方がなされていると、今度は名古屋のほうも地方に入るのかどうか。それぞれの定義の仕方や中身が曖昧である気がしました。地方圏という言い方が一般的に地方制度調査会や総務省で確立された言い方であるならばそれでいいのですけれども、もし三大都市圏と非三大都市圏と対照的に論じたいのであればそうすべきであろうし、いわゆる都市圏と非都市圏と言いたいのだったらそうするほうが、何を問題としているのかがわかりやすくなるかなと思いました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

多分、後のほうは総理の諮問事項自体の中に「三大都市圏及び地方圏」という言葉があるので、そこを意識した言葉遣いをせざるを得ないというところはあるのだろうと思います。もしわかりにくい、説明が必要なところがありましたら、そこは適宜補うということもあるのかもしれません。

太田委員、よろしくお願ひします。

○太田委員 先ほど谷口委員がおっしゃった東京圏と地方圏で、ほかの2つはどうなったという話ですが、14ページは一極集中の問題を念頭に置いて書かれているわけです。あくまでも東京圏と地方圏と対比しないとまずい。名古屋とか大阪はこの場合はお呼びでないと言ったら問題があるのですが、要するに、集まってくる人々はとにかく東京に集まっているという問題意識で、それを三大都市圏ではなく、さらに地方圏とどうやって関係をつけるかという問題で論じられているので、ここは意図的にほかの2つは無視されていると考えるべきではないですか。

○長谷部委員長 谷口委員、どうぞ。

○谷口委員 私も言葉の使用の意図はもちろん理解できるのですけれども、同じ地方圏という言葉が別の意味で使われているような印象がありました。例えば東京圏という言い方も、首都圏とは異なるものなのか、同じなのか。東京圏というと、どの範囲を言っているのか、ちょっとわかりにくい。太田委員がおっしゃるように、人口がふえるのは本当に首都圏だけですね。関西圏であっても、中京圏であっても人口増加は余り顕著でないという

ことはおっしゃるとおりなので、本質としては全くその対比の仕方は問題ないと思いますので、あとは書きぶりというか、その程度のことなので、先ほどおっしゃられたように、実際に文章としてなるときには恐らく説明が加わるのかなと想像します。

○長谷部委員長 釈然としませんか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 むしろ三大都市圏、地方圏、東京圏は全部区別されていて、必要に応じて必要なものを対比しながらやっているのではないですか。だから、地方圏と書いているときには中京、大阪はやはり入っていない形できちんと書いてあると思ったのですが。

○長谷部委員長 そうだろうとは思いますが、もしさらに説明があったほうがわかりやすいということでしたら、それを説明するのは恐らく事務局もやぶさかではないと思いますので。

○谷口委員 何と何を比較したいのか、ということだと思います。2のときには三大都市圏を除くものが地方圏であり、3のときは東京圏を除くものが地方圏という言い方をするよりは、三大都市圏とそうでない地域とか、東京圏とそうでない地域と言った方が、対比の範囲がはっきりする気がします。

○長谷部委員長 この話をいつまでやるかという気がしないでもないですが。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 三大都市圏と東京圏という言い方は余り正確ではなくて、三大都市圏から東京圏を抜き出して議論するなら東京大都市圏と書いたほうがいいと思うのです。東京圏と言わないでです。三大都市圏の中で東京大都市圏を議論する。むしろ東京大都市圏という表現のほうがいいと思います。

○長谷部委員長 御示唆をどうもありがとうございます。

さて、武藤委員、そろそろいかがでございますか。

○武藤委員 今の話で言うと、非東京圏と言えいいのかなとお話を聞いていて感じたところですが、こだわるわけではありません。

3 ページのところは、私はもうこれでいいのですが、3 ページの下から2つ目のポツの「市町村の役割」の「市町村が住民に対して行政サービスを適切に提供する責任を有している」ということであるならば、行政体制として市町村が行政サービスを適切に提供する責任を持っているということなのですが、そうすると、住民は適切かどうかに関して意見を述べる義務はないけれども、権利はあるということになると思うのですが、ここに書くべきかどうか。二地域居住の問題とも絡んでくるし、ガバナンスの問題とも絡んでくるのですが、二地域に居住した場合はどちらか1カ所しか意見が言えないとか、あるいは福島原発事故で被災している人たちは自分たちの住んでいるところに対して政治参加ができていないことから言うと、この記述の仕方では今の制度は少し足りないところがあるということになるのではないかと。

○長谷部委員長 それはⅡのガバナンスのところでも当然議論にはなる話ですね。

○武藤委員 そうですね。そちらでやったほうがいいかもしれませんね。

○長谷部委員長 何となくそのような気がしないでもないですが。

小林委員、いかがですか。

○小林委員 3ページが一番下なのですが、ここでいきなり「地域経営の主体」と地域経営というものが出てくるのですが、その上を見ると、節約される資源を潜在的なところに投入する。政策や企画を行う。他の主体との調整を行うということで、これも経営といえれば経営なのかもわかりませんが、今回のこのテーマの中では地域経営がもう少し言葉として出てきたほうがいいのではないかと。

例えば2ページの上から3つ目のポツで「業務のあり方」というのがありますが、ここでせっかく「自らの創意・工夫、自主的に行政サービスを提供する」と言われているので、もう少しこの辺で地域経営という言葉に結びつけができないか。ただ、ここで挙がっているのはICTの活用等なので、ちょっと中身が弱いのかなという気もしました。ただ、持続可能な地域社会と言われているわけなので、それをやろうと思ったら、やはり地域経営という言葉がいいのかどうかわかりませんが、何か地域の目標みたいなもの、事業の構想みたいなものを立てて予算と人員を配置して、その上で事業の評価とか管理をやっていて、ガバナンスも同時に達成して、意思決定を明確にして、継続的に何かやっていくみたいな、しかもPDCAで回していくみたいな、何かそういった事柄が業務のあり方の内容として出てきたらいいのかなと思うのです。

何が言いたいかと言いましたら、3ページが一番下の地域経営がちょっと浮いた感じがするのと、2ページの上から3つ目のポツがちょっと中身が弱いかなという感じで気になりましたので申し上げました。

○長谷部委員長 今の小林委員のおっしゃった問題もⅡのガバナンスのほうで恐らく大きな論点になってくる話ではないかなと思います。

まだ御発言のない方がだんだん少なくなってきましたが、池内委員、いかがでございますか。

○池内委員 今のところこの資料の中では問題視は余りなく見せていただきました。ただ、先ほどから出ている3ページの文章については、大変読みづらいかなという感想でございます。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

田中委員、いかがですか。

○田中委員 先ほど小林委員が御指摘いただいた地域経営のところは私も前々回にぜひ入れていただきたいということで発言をして「業務のあり方」とか、地域経営のところに入れていただいたのでよいのかなと感じていたのですが、2ページの「業務のあり方」のところ、おっしゃるようにICTを活用するということだけではなくて、いろいろな他者の知財を使って自分のところをオリジナルで発展させるというニュアンスを期待、希望して

いるところもありますので、そこを含んで、そう読めるといえば読めるところもあるので、大きくはないですけども、そういう観点があるといいのかなと思いました。

私も行政体制とか制度のことは不勉強なのですが、4ページのところで「市町村の役割」ときて、「都道府県の役割」ときて、その後「ガバナンスとの関係」に入るのですが、この間に都道府県のその先に例えば広域であることの役割とか、定住自立圏とか、既に先行の事例とかもあります、ここにあえて広域であることの役割みたいなことを入れるべきなのか、それともここは必要ないのか、ちょっとそこは判断が私自身の見解の中ではわからないところもあったのですが、そこだけは気になる場所でした。

○長谷部委員長 清水委員、何かございますか。

○清水委員 総括的な論点整理ということですので、余り文言の細かいことを言わなくていいのだらうと思うのですが、ちょっと気になった点だけ何点か申し上げます。

2ページの下から3つ目のポツですけども、「人口減少社会においてコストが増大する」といきなりコストが増大するというのが出てくるのですが、これは高齢化などに伴うということなのかなと思って読んだのですが、ちょっと唐突感があったということが1点です。

4ページの下から3つ目のポツですが、「地方自治体の事務処理上のリスク」。恐らく事務処理が適切になされないリスクということだろうかと思いますので、もうちょっと正確に書いたほうがいいのかなと思いました。

さっきの議論ともあれなのですが、ガバナンスの問題は後半の論点ではありますけれども、ここで「ガバナンスとの関係」が出てきますので、前半に出てきた多様なサービスが提供できなくなるリスクであるとか、多様なサービス提供形態であるというのが出てきますので、それが適切かどうかのチェックも必要になってくるということで、ガバナンスの必要性がますます高まるという論調がよろしいのではないかと感じました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

村木委員、いかがですか。

○村木委員 前回までのところで大体申し上げたのと、あと、きょうの御議論を聞いて、特に申し上げることはないと思いますが、3ページの先ほどから御議論があった地域コミュニティのところですが、私自身は、明確化するという観点でこれ以上つけ加えないほうがいいのではないのか。そのように思いました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

碓井先生、いかがでしょう。

○碓井副会長 先ほど来議論になっている3ページの下から2番目の黒ポツですが、確かに文章が難解な感じがしますが、例えば1行目の「人口減少社会に的確に対応するため、市町村間の広域連携等の他の主体と連携して」云々。これもちょっとすっきりしません。

例えばこれは市町村間の広域連携等によりなのかもしれないという気もしますが、これは最終的に修文をお願いしたいと思います。

それから、ここにも出てくるのですが、他の主体あるいは主体ということが何カ所か出てくるのですが、例えばここに出てくる他の主体というのがどこまでをカバーしているのかということですね。これはなかなか詰めることはできないのですが、最終的に修文するときにはもう一遍再検討というか、再確認をしていただければという気がいたします。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

本日は論点整理ということでございまして、本日御議論いただいているⅠの問題とⅡの問題と無関係ではございません。むしろ密接につながっている点も多いと思います。最終的な形としてこのⅠの論点整理だけで何か独立したものが立ち上がってくるということには必ずしもならない可能性がございますので、何か言い残しているところはⅡでも拾い上げて議論をしていくことは当然可能だということ。それを前提にしてお考えいただければと思います。

一通り皆さんの御意見を賜ったところですが、さらにということでございますでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 連携、連携ということを書かれていますので、それは1つの方法としてはそれしか考えられないのかもしれませんが、以前、4月22日に配られた資料、お手元にな方が多いと思いますけれども、総務省の行政課が平成26年12月1日現在で行った広域連携に関するアンケート調査の結果の資料を見て非常に気になるのですが、要するに作文として連携ということを書くのはいいのですが、実態のアンケートを見ますと、必要性は7割の自治体が感じています。ただ、実施していないのが99%です。今後の予定も8割は検討する予定がないとなっているのです。その理由は何でしょうかということをも3つ、4つ順番に上げますと「近隣市町村と調整するきっかけや場がない」。それは何かをつくれと書いたとして、2つ目として「連携するメリットのある事務がない」。この辺がこの答申を読んで何か見えてくるのかどうかわかりませんが、3つ目として「何を検討したらいいかわからない」、それから「事務負担が大きい」、これが大体20%前後で並んでいるのです。やはりこれが現実の市町村の実態に近いものの印象ではないかと思うのです。これと答申に書くものは全く別物だというのはなら別物でもいいのですが、やはりそこに迫っていくというか、実際連携が進むようなアクセルを踏む仕掛けがないと、これはこれで、実態は実態で、これからどこかで苦労しながら一生懸命、連携、連携、連携を進めろということをやるとは思いますが、もうちょっと現実と答申で書かれている理念論との間のつながりが何かないのか。今、申し上げたような特に実施に至らない理由というものがそう簡単に動くものではないように思うだけに気になるのですが。

○長谷部委員長 佐々木委員が御指摘の点に対応しているものはこの論点の中にないわけではございません。例えば4ページに出てくる都道府県の役割もそうですし、そういう各

市町村の懸念、現状を踏まえた論点整理には一応はなっているように考えておりますが。

ほかにはいかがでございましょうか。

大分終わりまでは時間がまだあるのですが、ただ、さらなる御議論は余りないということとございまして、本日はさまざまな表現上の点も含めました修正の御提案を頂戴しております。ですので、この審議項目Ⅰ「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方」は、本日で総括的な論点整理を行いたいと思うのですが、本日の御議論を踏まえまして必要な文言の修正を考えていかなくてはいけません、ここは申しわけございませんが、具体的な表現ぶりにつきましては、畔柳会長、確井副会長に御相談させていただきながら私のほうで修正をするということで御一任いただけますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただくということで、現時点での総括的な論点整理の取りまとめということにさせていただければと思います。

先ほども申したことですが、この審議項目Ⅰにつきましては、残りの審議項目でございますⅡ、議会制度や監査制度等のガバナンスのあり方に密接に関連しておりますので、今後、審議項目Ⅱの審議を経た上で、改めて審議項目全体を見通しながら答申の取りまとめに向けた議論を行ってまいりたいと存じます。

次回以降ですが、審議項目Ⅱを取り上げまして審議を行ってまいりたいと存じます。この中では、①で地方公共団体のガバナンスにおいて、議会、監査委員、長、住民は、それぞれどのような役割を果たすことが求められるか。②議会、監査委員、長、住民のそれぞれの役割を踏まえ、地方公共団体のガバナンスが全体として機能を発揮するためにはどのような仕組みであるべきか。そういう項目立てになってはおりますが、実際の審議につきましては、まずは、順番どおり、①の論点を取り上げて議論を進めてまいりたいと考えております。ただ、その際には必要に応じて②についても関連する議論をすることとしたいと思います。

次回でございまして、7月15日水曜日、18時から開催をすることにいたしまして、まず、議会は意思決定機能や監査機能等の役割をどのように担うべきか。議会が住民の代表として適切な役割を果たすために必要なこと何か。この論点を取り上げて検討を行ってまいりたいと考えております。開催に際しましては、改めて事務局から御連絡が行くと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。